

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集します。

令和3年6月1日

公益財団法人児島湖流域水質保全基金
代表理事 佐藤 将男

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 県民と児島湖をつなぐ拠点づくりに向けた調査研究事業
- (2) 契約期間 契約締結日から令和4年3月18日まで
- (3) 事業費 1,997,282円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 履行場所 公益財団法人児島湖流域水質保全基金の指定する場所
- (5) 事業内容等 詳細は、「県民と児島湖をつなぐ拠点づくりに向けた調査研究事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 事業の趣旨

現在、児島湖岸の大半は護岸整備され県民が児島湖に直接触れることができる場所がほとんどないことから、県民と児島湖をつなぐ環境の整備が求められている。

そこで、平成17年度に国営児島湖沿岸農地防災事業の一環として整備された人工干潟を県民が児島湖の水環境と直接ふれあうことができる場所として活用することを見据え、人工干潟の現況の生物相及び生物の基盤環境を調査し、今後の干潟整備に資する基礎資料を作成する。

3 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から7（1）に規定する委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目「大分類4. 調査・研究、小分類2. 調査・研究（自然科学分野）」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

（岡山県環境文化部環境管理課）

公益財団法人児島湖流域水質保全基金事務局

電話番号 086-226-7301

ファクシミリ番号 086-224-2147

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本公告の日から令和3年6月15日までの午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記4の場所に同じ

なお、公益財団法人児島湖流域水質保全基金のホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 技術提案参加表明方法

ア 提出書類

様式第1号（県民と児島湖をつなぐ拠点づくりに向けた調査研究事業に係る技術提案参加表明書）

イ 提出期限

令和3年6月15日 午後5時（必着）

ウ 提出場所

上記4の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、イの提出期限までに必着のこと。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

参加表明書を提出した者について、上記3の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和3年6月22日までに「参加資格不適合通知書」（様式第2号）により結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和3年6月29日【公告日から14日後】 午後5時(必着)

イ 受付方法

「県民と児島湖をつなぐ拠点づくりに向けた調査研究事業に係る技術提案 質問・回答書」(様式第3号)によりファクシミリで送信すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 宛先

公益財団法人児島湖流域水質保全基金事務局

ファクシミリ番号 086-224-2147

ファクシミリ送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認用電話番号(閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

086-226-7301

エ 回答方法

公益財団法人児島湖流域水質保全基金事務局のホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

6 技術提案

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は、「県民と児島湖をつなぐ拠点づくりに向けた調査研究事業に係る技術提案書等作成要領」(別紙1)により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和3年6月29日 午後5時

イ 提出場所

上記4の場所に同じ

ウ 提出書類

- ・様式第4号 1部
- ・提案書 6部(正本1部、副本5部)

エ 提出方法

持参又は郵便(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。)

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

「県民と児島湖をつなぐ拠点づくりに向けた調査研究事業に係る技術提案評価要領」に基づき、上記6による書類の内容等により、最も優れた委託候補者を選定し、令和3年7月27日までに「審査結果通知書(選定)」(様式第5号)によりファクシミリ等で通知する。

その他の者に対しては、同日までに「審査結果通知書(非選定)」(様式第6号)によりファクシミリ等で結果を通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と公益財団法人児島湖流域水質保全基金で協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

なお、委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定に準じる。

(4) 契約については、契約書に定める事項による。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5の(2)のイの期限までに所定の参加表明書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記6の(1)のアの提出期限までに提出されなかったとき。
- (3) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (4) 提案者が、上記3に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (5) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 提出された提案書等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出された提案書等は採否にかかわらず返却しない。
- (7) 審査経過は公表しない。
- (8) 委託候補者決定後、提案内容について一部調整する場合がある。
- (9) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。